

## 大会への参加及び大会実施におけるガイドライン新旧対照表

改正後 令和4年9月15日版	改正前 令和4年7月26日版
<p><u>大会参加について</u></p> <p>○学校関係者に新型コロナウイルス感染症の陽性者等（濃厚接触者含む）が発生した場合、生徒等の大会参加の基準は次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・陽性者で有症状の場合は、発症日から7日間経過し、かつ、症状軽快後24時間経過した場合、8日目から療養期間の解除が可能となるが、感染リスクが残存することを踏まえ、療養期間が解除となっても大会への参加は11日目からとする。</li> <li>・陽性者で無症状の場合は、検体採取日から7日間を経過した場合は、8日目から大会へ参加することができる。なお、5日目の検査キットによる検査で陰性が確認された場合は、6日目から療養期間の解除が可能となるが、感染リスクが残存することを踏まえて、6日目から療養期間が解除となっても大会へ参加できるのは8日目からとする。</li> <li>・濃厚接触者については、感染者と最後に接触した日の翌日から起算して、2日目及び3日目の抗原定性検査（※）又は3日目のPCR検査で陰性が確認された場合は、3日目から大会に参加することができる。この場合における解除の判断を個別に保健所に確認することは要しない。また、7日間が経過するまでは、検温など自身による健康確認を継続し、マスク着用等の感染対策を徹底する。なお、検査については自費検査とし、各自又は学校等で手配すること。</li> </ul> <p>※ 抗原定性検査キットは研究用と表示されたものは用いず、薬事承認を受けたものを必ず用いること。なお、無症状者に対する唾液検体を用いた抗原定</p>	<p><u>大会参加について</u></p> <p>○学校関係者に新型コロナウイルス感染症の陽性者が発生した場合、生徒等の大会参加の基準は次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・陽性者及び保健所から濃厚接触者と認定された生徒等は、保健所から指示された行動制限（自粛）期間中は大会に参加することができない。ただし、濃厚接触者については、感染者と最後に接触した日の翌日から起算して、2日目及び3日目の抗原定性検査（※）又は3日目のPCR検査で陰性が確認された場合は、3日目から大会に参加することができる。この場合における解除の判断を個別に保健所に確認することは要しない。また、7日間が経過するまでは、検温など自身による健康確認を継続し、マスク着用等の感染対策を徹底する。なお、検査については自費検査とし、各自又は学校等で手配すること。</li> </ul> <p>※ 抗原定性検査キットは研究用と表示されたものは用いず、薬事承認を受けたものを必ず用いること。なお、無症状者に対する唾液検体を用いた抗原定</p>

性検査キットの使用は推奨されていないため、抗原定性検査キットを用いる場合は鼻咽頭検体又は鼻腔検体を用いること（自己採取する場合は鼻腔検体を推奨）

- ・接触者（濃厚接触者は除く。以下同じ。）としてPCR検査等の受検を指示された生徒等は、当該検査結果で陰性が判明するまでの期間は大会に参加することができない。

○同居する家族等が陽性者となり、生徒等が濃厚接触者となった場合の大会参加の基準は次のとおりとする。

- ・当該生徒等は、行動制限（自粛）期間中は大会に参加することができない。ただし、陽性者の発症日（無症状の場合は検体採取日）又は陽性者の発症等により住居内で感染対策を講じた日のいずれか遅い日を0日目として、2日目及び3日目の抗原定性検査（※）又は3日目のPCR検査で陰性が確認された場合は、3日目から大会に参加することができる。この場合における解除の判断を個別に保健所に確認することは要しない。また、7日間が経過するまでは、検温など自身による健康確認を継続し、マスク着用等の感染対策を徹底する。なお、検査については自費検査とし、各自又は学校等で手配すること。

※ 抗原定性検査キットは研究用と表示されたものは用いず、薬事承認を受けたものを必ず用いること。なお、無症状者に対する唾液検体を用いた抗原定性検査キットの使用は推奨されていないため、抗原定性検査キットを用いる場合は鼻咽頭検体又は鼻腔検体を用いるこ

性検査キットの使用は推奨されていないため、抗原定性検査キットを用いる場合は鼻咽頭検体又は鼻腔検体を用いること（自己採取する場合は鼻腔検体を推奨）

- ・保健所からの指示により、接触者（濃厚接触者は除く。以下同じ。）としてPCR検査等の受検を指示された生徒等は、当該検査結果で陰性が判明するまでの期間は大会に参加することができない。

○同居する家族等が陽性者となり、生徒等が保健所から濃厚接触者として認定された場合の大会参加の基準は次のとおりとする。

- ・当該生徒等は、保健所から指示された行動制限（自粛）期間中は大会に参加することができない。ただし、陽性者の発症日（無症状の場合は検体採取日）又は陽性者の発症等により住居内で感染対策を講じた日のいずれか遅い日を0日目として、2日目及び3日目の抗原定性検査（※）又は3日目のPCR検査で陰性が確認された場合は、3日目から大会に参加することができる。この場合における解除の判断を個別に保健所に確認することは要しない。また、7日間が経過するまでは、検温など自身による健康確認を継続し、マスク着用等の感染対策を徹底する。なお、検査については自費検査とし、各自又は学校等で手配すること。

※ 抗原定性検査キットは研究用と表示されたものは用いず、薬事承認を受けたものを必ず用いること。なお、無症状者に対する唾液検体を用いた抗原定性検査キットの使用は推奨されていないため、抗原定性検査キットを用いる場合は鼻咽頭検体又は鼻腔検体を用いるこ

と（自己採取する場合は鼻腔検体を推奨）

- ・大会へ参加している時に、家族等が陽性者となり濃厚接触者となった場合、当該生徒等は判明後直ちに大会への参加を取りやめ、帰宅する。
- ・その他の生徒等については、引き続き大会へ参加することができる。

陽性者が発生した場合の対応について

○大会主催者は、大会開催後に監督、コーチ、選手、役員、観客等に陽性者が発生した場合には、監督、コーチ、選手、役員、観客等に連絡を取り、症状の確認がとれる体制を確保する。

と（自己採取する場合は鼻腔検体を推奨）

- ・大会へ参加している時に、保健所から濃厚接触者として認定された場合、当該生徒等は判明後直ちに大会への参加を取りやめ、保健所からの指示に従う。
- ・その他の生徒等については、大会へ参加することができる。

陽性者が発生した場合の対応について

○大会主催者は、大会開催後に監督、コーチ、選手、役員、観客等に陽性者が発生した場合には、監督、コーチ、選手、役員、観客等に連絡を取り、症状の確認がとれる体制を確保する。また、保健所が実施する疫学調査等に協力する。